

○東京藝術大学学則，東京藝術大学大学院学則他，学生関係規則はホームページでご覧ください。

○東京藝術大学学生生活通則

（昭和25年3月30日
制 定）

最近改正 平成27年5月14日

（告示）

第1条 学生に対する告示は，掲示及び印刷物によってこれを行う。

（学生証）

第2条 学生は，常に学生証を携帯しなければならない。

第3条 学生証の交付を受けようとする者は，無帽の半身像写真1枚を，学部又は研究科（以下「学部等」という。）の教務担当係に提出しなければならない。

第4条 学生証を紛失したときは，ただちに学部等の長に再交付願を提出して，その交付を受けなければならない。

第5条 学生証は卒業又は退学の場合には，ただちにこれを返納しなければならない。

第6条 学生証が，その有効期間を経過したときは，ただちにこれを返納し，あらたに交付を受けなければならない。

（住居）

第7条 学生は，入学時にその住居を学生課及び学部等の教務担当係に届け出なければならない。

2 住居を変更した場合は，ただちに届け出なければならない。

（保健衛生）

第8条 学生は，毎学年施行の定期健康診断を受けなければならない。

第9条 学生及び同居人が，学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症にかかったとき，又はその疑いのあるときは，ただちに，届け出なければならない。

2 前項に定める感染症にかかった学生は，医師の回復証明があるまで登校してはならない。

（団体・集会・掲示等）

第10条 学生又は学内団体は，次の場合，所定の届け書に必要事項を記入し，学生支援課を経て副学長（教育担当）に提出しなければならない。

（1）学内に団体を結成しようとするとき（団体に関する規約を添付すること。）。

（2）学内団体が解散しようとするとき。

（3）学内団体が学外団体に加盟しようとするとき。

（4）学内団体が学外団体から脱退しようとするとき。

（5）学内団体が規約又は届け書の内容を変更しようとするとき，若しくは団体役員を変更したとき。

（6）新聞，雑誌，パンフレット等の発行しようとするとき（定期発行の研究的雑誌等の初発行の場合に限る。）。

（7）学内又は学外において集会しようとするとき（定期研究集会の場合は初集会の場合に限る。）。

（8）学外の団体集会若しくは集団行進に参加しようとするとき。

（9）学内又は学外において署名運動，募金運動，拡声器使用，ビラ配布，集団行進等の行為をしようとするとき。

2 前項の届け書のうち団体役員の変更に関しては、変更後ただちに、他は実施5日前までに提出するものとする。なお、緊急の場合においても届け書は、実施前には必ず提出するものとする。

第11条 ポスター，ビラ，立看板等を掲示しようとするときは，副学長（教育担当）に届け出て許可を受けなければならない。

2 前項のポスター，ビラ，立看板等は，所定の場所に掲示するものとする。

第12条 第10条の届け書又は第11条の届の内容が本学の教育の目的にそわないと認めるときは受理しない。

第13条 受理した第10条各号の事項及び許可を与えたポスター，ビラ，立看板が事実と相異し，本学の教育目的にそわないと認めるとき又は無届けの場合は解散若しくは禁止を命ずることがある。

第14条 学生の展覧会出品又は演奏会等への出演に関しては，別に定めるところによる。

（物品の持出）

第15条 本学所蔵品を，許可を得て学外に持ち出そうとするときは，当該物品を管理する者から許可を受けなければならない。

2 私有物であっても本学所蔵品とまぎらわしい物品を持ち出すときは前項に準ずる。

附 則（略）

東京藝術大学の使命と目標

東京藝術大学は、その前身である東京美術学校、東京音楽学校の創立以来130年にわたり、我国の芸術教育研究の中核として、日本文化の伝統とその遺産を守りつつ、西欧の芸術思想及び技術を摂取、融合を図り幾多の優れた芸術家、中等教育から高等教育に亘る芸術分野の教育者・研究者を輩出してきました。

こうした歴史的経緯を踏まえ、我国唯一の国立総合芸術大学として、創立以来の自由と創造の精神を尊重し、我国の芸術文化の発展について指導的役割を果たすことが、東京藝術大学の使命であると考えています。

また、この使命の遂行のため、下記のことを基本的な目標としています。

- ・世界最高水準の芸術教育を行い、高い専門性と豊かな人間性を有した芸術家、芸術分野の教育者・研究者を養成する。
- ・国内外の芸術教育研究機関や他分野との交流等を行いながら、伝統文化の継承と新しい芸術表現の創造を推進する。
- ・心豊かな活力ある社会の形成にとって芸術のもつ重要性への理解を促す活動や、市民が芸術に親しむ機会の創出に努め、芸術をもって社会に貢献する。

東京藝術大学 学生便覧

平成30年3月

編集・発行 東京藝術大学学生課

〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8

TOKYO U
NIVERSITY
ITY OF THE
E ARTS
(TUA)

